北星信用金庫

「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた預金規定改 定のお知らせ

当金庫は 2018 年 2 月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、預金規定を改定します。

規定改定後は、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を詳細に確認させていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況等に応じ、お客さまのお取引の目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度確認させていただく場合があります。その際、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

なお、当金庫が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合は、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。

また、改定後の新規定は、改定前よりお取引をいただいているお客さまにも適用されます。

記

- 改定する預金規定
 普通預金·納税準備預金·貯蓄預金共通規定
- 2. 改定日
 令和2年4月1日(水)
- 3. 改定内容

下線部分が新設・追加等の改定簡所となります

『普通預金·納税準備預金·貯蓄預金共通規定 (抜粋)』

取引の制限等 (条項の新設)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、預金者に対し、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答をいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住している預金者は、当金庫の求めに応じて適法な在留資格・在留期間その他の必要な事項を当金庫に届出るものとします。この場合において、届出た在留期間が経過した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、



預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

解約等 (条項を一部追加・変更)

- (1) (現行どおり)
- (2) (現行どおり)
 - ① ~ ③ (現行どおり)
 - ④ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって預金者について確認した事項および第7条第1項で定める預金者情報等の各種確認や提出された資料が虚偽である場合
 - ⑤ 第7条第1項から第3項に定める取引等の制限に係る事象が1年以上にわたって解消 されない場合
 - ⑥ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
- (3) (現行どおり)
 - ① ~ ③ (現行どおり)
- (4) (現行どおり)
- (5) (現行どおり)

以上